

鳥取県告示第 518 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字坊谷3081の1、3081の4、3081の5、3081の7から3081の12まで、3081の14、3081の15、3081の23、3081の30、3081の31、3081の33から3081の39まで、3081の44、3081の50、3081の51、3081の108、3081の113、字御陣屋3090の1、字養宗3102、3105、3107の1、3108、3110、3111、字坂ノ谷3113の1、3114の1、3115から3120まで、3121の1、3122、3123、3125から3130まで、3132の1、3132の2、3133、3138の1、3138の2、3140、字屋敷谷3141、3143から3145まで、3148から3157まで、3160から3166まで、3168、3169、3171、3172、字奥内3173、3174の1、3174の3、3175、3176の1、3176の2、3177、字辻西側3178の1、3178の3、3178の4、3179の1、3180、3181の1、3182、3183の1、3184の1、3185の1、字小栗3186の1、3186の6、3186の10、3187の1、3187の5、3187の8、3188の1、3188の2、字二タ股3189の1、3189の6、3189の7、3190、3191の1・3191の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)